

令和3年11月29日

第36回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

青森市においては、17日間連続して新型コロナウイルス感染症の新規感染者が発生していない状況であり、市民の皆様のご協力により感染拡大が抑止されていることに深く感謝申し上げます。今後も新型コロナウイルス感染症対策と日常生活を両立させていくために、基本的な感染症対策の徹底を継続していくとともに、市民の皆様が安全、安心に生活していくために必要な体制整備等を進めるよう、以下のとおり指示します。

- 3回目のワクチン接種である追加接種について、2回目の接種後8ヶ月を経過する18歳以上の方を対象に順次接種券を送付し、医療機関及び青森県総合健診センター等における接種を、12月1日（水）から実施すること。
- 12月1日（水）から青森市医師会と青森市薬剤師会、訪問看護事業所の皆様のご協力のもと、毎日当番医制により、自宅療養者が安心して療養できる相談・医療提供体制を、電話診療またはオンライン診療等により確保すること。
- 11月12日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部の「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において「誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の拡大・環境整備」を進めるとされたこと等を踏まえ、官民連携のPCR検査センターを早期に設置すること。

市民の皆様におかれましては、年末年始を迎え、感染状況が比較的落ち着いていることから、感染防止対策に留意しながら、会食の機会を持っていただきたいと思います。その際には、検温や手指消毒、こまめな換気等の基本的な感染防止対策を徹底くださるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。